

- 生産若しくは使用の方法若しくは
時期その他の特徴
数量若しくは
価格を普通に用いられる方法で表
示する商標
- 四
当該指定商品若しくは指定役務又
はこれらに類似する商品若しくは
役務について慣用されている商標
- 五
商品等が当然に備える特徴のうち
政令で定めるもののみからなる商
標
- 六
前各号に掲げるもののほか、需要
者が何人かの業務に係る商品又は
役務であることを認識することが
できる態様により使用されていな
い商標
- 2
前項第一号の規定は、商標権の設定
の登録があつた後不正競争の目的で、
自己の肖像又は自己の氏名若しくは名
称若しくは著名な雅号、芸名若しくは
筆名若しくはこれらの著名な略称を用
いた場合は、適用しない。
- 3
商標権の効力は、次に掲げ
る行為には、及ばない。ただし、
その行為が不正競争の目的で
されない場合に限る。
- 一
特定農林水産物等の名称
の保護に関する法律（平成
二十六年法律第八十四号）以

下この項において「特定農林水産物等名称保護法」といふ。第三条第一項（特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により特定農林水産物等名称保護法第六条の登録に係る特定農林水産物等名称保護法第二条第二項に規定する特定農林水産物等（当該登録に係る特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項に規定する農林水産物等を含む。次号及び第三号において「登録に係る特定農林水産物等」という。）又はその包装に同条第三項に規定する地理的表示（次号及び第三号において「地理的表示」という。）を付す行為

二 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により登録に係る特定農林水産物等に関する広告、価格表若しくは取引書類に地理的表示を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に地理的表示を付して電磁的方法により提供する行為